

一方予算に対する執行率と前年度に比較してみると歳入で〇、四〇%、歳出で〇、五五%増加しており、財政規模の拡大にもかかわらず歳入見積りの適正とその確保に努め、また歳出における予算執行に細心の注意を払い健全財政の堅持に留めた結果と認められる。

なお総括及び歳入の決算状況、歳出の決算状況については、お手元に配付の意見書三ページより三十六ページまでに、計数等詳細に明記してありますので、お目通しいただくことをお願いし、簡単ではございますが審査報告といたします。

○議長（未次性男君）

以上で提案理由の説明および監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十五番（岩田博君）

実は四九ページですね、全国市議会議長会基地協議会負担金に十三万七千円、都市議長会負担金十萬八千円、全国市議会議長会負担金十萬四千円、関東市議会議長会負担金五萬八千五百円と非常にこの分担金が増えているんですね、他のものから見ると、これは果たして各市が人口割りに基づいているのかそれとも財政能力に基いてるんですか、まあつまり議長一人で四十万も負担しているわけですね……。その点ちょっと説明いただきたいと思ひます。

（発言する者多し、「議長休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（未次性男君）

暫時休憩いたします。

午後二時四十六分 休憩

午後三時三十分 開議

○議長（未次性男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行ないます。

○十五番（岩田博君）

（続）それから東京都市長会負担金、全国市長会負担金、六市連絡会負担金、

そういう関係のもの一切の説明をお願いしたいと思います。

○企画調査室主幹（生子国利君）

ただいまの四十九ページの議長会の関係について説明を申し上げます。

全国議長会の負担金については均等割と人口割によって算定され、均等割が七万六千円、人口割が三万八千円、合計十萬四千円となっております。……（「それも含めなさい」と言う者あり）……

失礼しました。最初の基地協議会負担金につきましては、交付金に対して率によって算定されてお

ります。……いたがいきまして交付金に掛けます〇、〇〇一六四というふうな率で、さらに均等割十円というこ

と十三万七千円の支出になるわけです。その負担分が十三万七千円に基いております。これは交付金に対す

る率を掛けまして、均等割が幾らか出まして十二万七千円。

それから都市議長会負担金につきましては十萬八千円でございますが、均等割が七千円これは一律でござ

います。したがってその他に議長会あるいは局長会そういったものの各会議がございますので、その際に年間を通じて三万八千円程度が支出されております。合計いたしまして十萬八千円。

それから全国議長会負担金につきましては十萬四千円でございますが、この内訳としましては均等割が七萬六千円、人口割が二萬八千円で十萬四千円の支出になっております。

それから次に関東市議会議長会負担金につきましては五萬八千五百円でございますが、これは二つに分かれて、均等割が一萬七千五百円、人口割五百円、したがって二萬八千円。それとさらに残り四萬五百円につきましては、四十六年度におきまして東京都が関東の幹事市になっております、この負担金だけをまかなひましたために東京都の市がこの負担割をして不足分を追徴したわけですが、その際に負担の割合は人口割で負担した額が四萬五百円でございます。合計いたしまして五萬八千五百円が支出されております。

議会関係につきましては以上でございます。

二点目の五十七ページの東京都市長会の関係の負担金でございますが、これは人口割と均等割となっております。それでやはり人口割がこれは八万円、それから均等割が十五万円、合計いたしまして二十三万円。さらにその他におきまして四十五年度の精算金が確定いたしました、それらが三萬六千四百五十四円、それと追加分としまして四萬四千円の追加がございます、合計いたしまして三十一萬四千五百四十四円となっております。この東京都の市長会の中には各研究会がございます、これは関東課長会そういったものにつ

いても市長会のほうから分担金の中で全部市長会へ集結いたしまして、それからまた配分されて研究がされておられるのです。

それから全国市長会につきましてはこれは人口割でございます、巨分が何万から何万まで幾らというふうにその人口の規模によつてめられております、当市としましては十三萬七千円がその分担金の額になっておりますその負担分です。

それから六市連絡会分担金でございますが、これは事務連絡上の問題で特にこれは四十六年度の連絡協議会が行なわれた際に負担しております分担金でございます。

以上のような現況でございます。

○十五番(岩田 博君) 六市連絡会分担金というのはどの市ですか、これはもとの新市制の六市がそれともこの三多摩の六市がどちらだかそれをはつきりしてもらいたい。

○企画調査室長(大野 忠一君) お答え申し上げます。

これは狛江と清瀬と東久留米、東大和、武蔵村山それから福生の六市で連絡協議会をつくりまして、主として収益事業の加入という経費に充てられております。

○十五番(岩田 博君) そうすると新市制の役員会をまだその申告団体が残っているわけなんですが、そういう経費はどこから出ておられるか。

それから競輪の開催運動は六市だけでその金を出していると、九市で競輪をやっているわけなん

ですが、それはどういうわけなんですか。

○企画調査室長(大野忠一君)

九市ですけれども三鷹と田無はすでに権利を取得してあったわけですが、そ

れで二市の組合に結局加入させてもらったわけだ、結果的には加入させてもらったわけだ。それでそ

の後保谷市の問題が出てまいりまして、保谷市はこの六市のあとに入ってきたわけですから、それ

はその後に於いて当然分担をもらうというようにことで、それらの経費は分担はしてもらってあり
ます。

それから全国新市制期成同盟というのが法律ができるまであったわけですが、これは全国的な組織
で現在も連絡協議会として久居市長が会長で存続しております。それでその経費につきま

あれから以降は関係市とも全然分担金を出さるはおりません。多少の残金がありますのでそれらで

連絡協議会を行なうというようにことで、これも春に一度五十市ばかり全国市長会のようにたわけ

ですが、そういうことでこれは四十六年度以降につきま

ません。そういうことでこの十五万円はいま申し上げました福生はか新らしい五市で一応打ち切つてありま
す、状態でございます。

○十五番(岩田博君)

そうすると競争に入るためにこれは使った費用だとおつとすると、昭和四十六年度の六市
連絡分担金というのは消えるわけですね。四十七年度は出てはいないわけですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○十五番(岩田博君)

それなら了解いたします。

○十九番(大野行夫君)

総体的に不用額の内容を見ますと例年と同じような項目のところは不用額となつて残つ
ておりますけれども、この点について予算と決算との違いを説明願いたいと思います。

○収入役

(橋本孝蔵君)

おそれいりますもう一度お願いいたします。

○十九番(大野行夫君)

不用額の内容を見ますと例年同じ款項目の内容で不用額が出ているわけですが、
予算の編成時のときにこれを決算の内容で見たりで予算を編成されているのか、予算と決算との内
容の違いを説明願います。

○企画調査室主幹(生子国利君)

ただいまの質問の件でございますが、予算編成の際にはやはりそういうこ
とも各要求の際に考慮に入れておりますが、特に補助金あるいはそういった事業運営の上においてど
うしてもはつきりされないものもあるわけですね。したがって毎年、例年出ましたとえは四十五年度に
おきましての民生費あるいは衛生費等につきま

定が非常に困難でございます。

それらと考えて予算の編成は当初見込み額をもつて算定して

おります、最終の計算をいたしますとやはり執行残が残るということが一つ問題があると思ふんです。

その他につきま

面については特に昨年と変わりまして事務的な、要するに経常経費の消耗品あるいは電話料そういうもの
のある程度、先ほど収入役が申し上げたのとおり節減というものはあります、それらの執行残が

非常に今年度は多いんじゃないかというふうに考えております。したがって予算の編成については当然決算も参考にしながら当然予算を編成するわけですが、一応各課ともそのような見通しをつけて私のほうへの要求はきいておるわけです。現在のこととしては昨年との比較を申し上げてみますと、大体経常経費的なものが残っておるということになったわけです。

以上でございます。

○一番（賀井喜代次君）

各こうしたことの内容については委員会に付託されると思いますけれども、一つはお尋ねすると同時にまた希望も一つ申し上げておきたいと思っております。

この決算書の三ページあるいはまた付属資料の十九ページにもあります市税の不納欠損額についてちょっとお尋ねしたいと思っております。この決算書によりますと欠損額は百三万七千八百十円となっております

けれども、その内容説明は行政報告書の百五ページに税額の説明があります。四十六年度の不納欠損処分は法の十八条にゆする時刻によるもののみで、法十五条の七の第四項によるいわゆる処分財産がないとかあるいは行き先不明とか、あるいはまた倒産でどうしてもどういうふうなものが処分できないうふうなものか、前年度には、要するに四十五年度の決算においては二百四十四件、二十三万九千八百十三円があったわけですが、整理されておりますけれども、この四十六年度決算にはそういうものが一件もないのか、あるいはこれは昨年整理したので本年は全然なかったのか、また滞納者はあるけれども処分をしないのか、しなかったとするならば大体どれくらいの税額となるか、こまかい

数字はとにかくとして、大体どれくらいの数字がこれにあるのか、あるとすればですね。この点を中心にお聞かせ願いたい。

虎守訂正

それと一つ決算書の百四十九ページ。公園費の十五の工事請負費についてちょっとこれは伺いた

と思いますけれども、これは福生緑地仮称南公園の整備工事費が一千五百五十五万円、ほか四件で一千九百八十六万五千円と決算されておりますけれども、行政報告書の二二ページの三百万円以上の主たる建

築事業一覧表によると、南公園整備工事費だけで一千九百八十六万五千円と本日まではおりましたけれども、けさ正誤表が公表されて一千五百二十万円に訂正されておりますけれども、これは決算書では一千五百

五十五万円に三十五万円の差があるけれども、この三十五万円の差というのは予備費を流用したものを合算すれば確かに一千五百五十五万円になりますけれども、こまかいところある事業費としての報告書

にあるので、こまかい点が何かちがうんじゃないかというふうに考えられますけれども、こまかい点について決算書とこのせつかつ行政報告書との内容が不一致になるということは、どうもどっちがど

うだか、せつかく行政報告書と出てもらったのでどちらを見てまた決算書を見て合算しないということ、どうも不信感かうようなことにはあんまりないか、これはどのような考え方でこまかい報告書とこまかい作成に

あたって変っているのか、事業費というものと工事費というものをどういうふうに考えてこまかいふうにつくったのかというふうなことを一つお尋ねしてみたいと思っております。

以上です。

○税務課長(田村忠雄君)

ただいまのご質問で税の関係をござりますが、不納欠損の関係を十五条関係の不納欠損がないという質問でございまして、確かに十五条の七の四の規定でござりますと、滞納処分をする財産等がない場合にはただちに執行を停止いたしまして、それが三年間経続したときには不納欠損にするような規定になっているわけでございます。しかし本年度十五条関係で不納欠損処分になる部分は四十三年度分があるわけでございますが、四十三年度分につきましては執行停止の事務的な手続もなされておられません関係で、今年度、四十六年度決算では十五条関係はございません。ただ確かにないことははいわけでございます。はっきりいふと申し上げられないわけでございますが、金額に十萬から十二萬くらいはあるんじゃないかと考えております。

以上です。

○企画調査室主幹(生子国利君)

先ほどのご指摘の件でございますが、行政報告書とそれから決算書との違いが確かにございます。それは私のほうの見解の相異だと思ひますが、確かに建設事業の一覧表というものは当然、そっくりしたものと全部入れざるを得ないかと思ひますが、ただ私のほうとしては一応事業として工事契約だけをしたものと一応考えていたわけですが、この差額の三十五萬円ということは追加の水道事業工事でございまして、その分については一応公園整備として一本の工事契約でございせんので、追加分として出ましたのでこれは別の考え方で工事一件当りの契約というふうに工事費をもちつてこの行政報告にのせたわけですが、確かにそれらを考え合せますと今後工事費にするかあるいは目で全

○一 番 (曾井喜代次君)

いま説明がありましたけれども確かにその点は研究する必要があるんじゃないかと、先ほど申し上げましたけれどもさうしたことに対する意見も要望も申し上げたいと当初申し上げたけれども、こういう決算書と行政報告書と同時に提出の関係においてすら不一致するということ、数字部とこれを合計したもので、その必要経費は全部ここに入れるかどうかという問題については一応今後の課題として私のほうも検討したいと思ひますが、ただ四十五年、四十六年がそのようにまわつてきて、まあその情性というわけではないんですが、その点をとつと私のほうもどちらにするのが正しいかということ、まあ急遽工事費にするならば工事費一本にすべきか、あるいは目の総額を公園費なら公園費として南公園なりさうした一つの件名に対してその事業費が全部必要ならば人件費から何から全部入れてその事業に対して幾らかつたかというふうにすべきか、このことについて非常に苦慮しておるんですが、道路関係等につきましては何本もござりますので、それが予算書と一致しないという点が出てくるこれらの問題がありますので、たとえば新設道路関係等におきましては、一応人件費は別のほうから出してあります。工事費だけがこちらにいつているのをさういふ場合に案件分けなければならないということ、あくまでも一本一本の工事の契約金額によって今回作成したわけですが、ただこの標題の取り方によつてやはり建設事業とすべきか工事一覧表にすべきかこれらも一つ今後研究させていたしたいと思います。さういふことで今回の場合の差額はさういふわけでございます。承願いたしたいと思います。

いま説明がありましたけれども確かにその点は研究する必要があるんじゃないかと、先ほど申し上げましたけれどもさうしたことに対する意見も要望も申し上げたいと当初申し上げたけれども、こういう決算書と行政報告書と同時提出の関係においてすら不一致するということ、数字

が合めたいということは、決算書にいてもまた報告書にいても何か信頼度があるんじゃないかというふうに考えるわけなんです。そこで一応申し上げておきますが、南公園にこだわるわけではございませんけれども、南公園の整備工事費については去る十二月一日の議員奥さんの行政視察資料によれば、現在まで工事費が、現在までというのは十一月一日です。約二千万円かかっているとされておりますけれども、とまど同くした十一月十五日発行の広報福生では、上半期の主たる支出ではこの南公園に対して百三十四万五千円と報告されておられるわけですけれども、四十六年度決算書の内訳の先ほど質問しました一千五百五十五万円が決算額を正しいとするならば、本年度上半期の支出金の百三十四万五千円をプラスすると十一月現在では一千六百八十九万円であり、また報告書による先ほど水道事業の関係だというものを引くと一千五百二十万だというところにこの上半期をプラスするならば一千六百五十四万五千円であると、いずれも約二千万円という数字が合わないわけです。そこで私は先ほど申し上げたように南公園にこだわる申し上げているわけではございませんけれども、こういった不一致の数字はほかにもあります。また数字のみならずたといえば決算書では屋内運動場と一つおく、また報告書では屋内体育館新築事業というふうにいろいろ変つておられる点ばかりあるわけです。見られるわけです。決算書と一致しない点がたくさんあるわけです。このようはその起こることは私ではやはり機構上の問題に欠陥があると考えているからこういうことを申し上げるんですけれども、まだつい幾日も前ではない十二月八日の読売新聞にも、皆さんも見ておられるので言うけれども、機構改革で新規採用職員は倍という見出しで現行

の十三課さらに四課ふやすとして、その内容が福祉行政を強化するため福祉事務所と別に「福祉課」と新設するとか、あるいは市民の要求に即応できる「すぐやる課」を新設する、「東口開発事務所」の設置というふうには具体的にことが発表されておりますが、私が先ほど申し上げましたようなことは総合的はこういう数字でその他先般の財産の問題、庁舎の坪数問題にありても誤差があります。総合的はそういうものを正すの元締めの、集中的にそういうふうなものを集めておくもの、そういうことによって台帳をつくりそれを管理していくというこの体なりそういうものを置くということが必要ではないかと思ひます。今後ますますこういうようなことが多くなるんじゃないかと思う。特に最近そういうふうな正確を欠いた広報であるいは資料や報告書が目につくので、あえてここでこういうことを申し上げて今後の検討を一つ望むわけでございます。

以上でございます。

○十番（松山清君） 一点だけ質問させていただきます。

百四十一ページと百四十三ページで、ここに交通安全施設費ということでお出されているわけですが、ここにかなりの不用額がでておられるわけです。百四十一ページのほうでは、たとえば工事請負費で七万九千四百円とか、それからあと百四十三ページでは備品購入費で二十万円の予算を組んでいて実際に使ったのが四万二千円で不用額が十五万九千八百円。それを何に使ったかといいますと反射鏡だと、これらはなぜそういうふうに残ったのか、もっといろいろな市民のほうからは反射鏡などをつけてほしいという要

望はあったと思うんです。 そういう点でこれがいろいろふうに残っておるということについて説明をお聞
きたい。

○建設課長(古谷徳男君) 松山議員さんのご質問にお答えします。

交通安全施設費についてでございますが、確かに額といたしましてはそれと不用額が七十九千四
百円これもあるわけでございますが、 総体的に執行率等からいいますと総額九百五十五万円のところ
九百四十七万円で、 まあほとんど九九%近い執行率になつてゐると思うんですが、 そういった関係でこの
小さいとこまで残るとこういうことになるわけでございます、 額が大きくなると率からいいますと一%でも
残る額は大きくなるんですが、 こういういろいろな小さい工事につきまして本来いろいろ一本立てるにつれてもで
はり最終的の予算等の執行におきまして、 位置の関係そういったものがあつて一〇〇%消化するとい
うことは困難なことでございますのでこういう結果が残るわけでございます。

それから緊急道路整備の関係におきましても備品等で執行残が残っておりますが、 これもや
はり補助対象工事となりますとやはり一定の率でございますのでそういった面の補助額の決定等につきま
して、 いろいろうちのほうから申請書を出すわけでございますが、 そういった申請書の内訳と予算の
内訳等の関係からなればか……、 まあ各会計検査の問題等も勘案してござるので、 消化等に
つきましても残つたから即買ふとそういったふうなこともできかねるような状態を決算の残は出まらう
わけでございます、 今後そういった執行残につきましても十分消化できるように努力していきたいといこ

のように思つております。

○十番(松山清君)

ちょっと落したと思うんですが、 十番です。 今で十五万九千八百円残つておるわ
けです。これについて僕はお聞きしたんですけれども、 これは買ったものは反射鏡ですからね、 こういう
うものは市民からいふとほとんど要望が、 もう去年も多く出たと思うんですが、 それをたとえ予算
定したものが工事になつたのか、 もっとする余地があつたんじゃないかと思ひ。

○建設課長(古谷徳男君) 落として申すわけでございます。

反射鏡の標識の件の不用額の十五万九千八百円でございますが、 これにつきまして本年度
におきまして要望があつた個所の点につきまして設置したつもりでございますが、 やはりいろいろな交通
安全の面ではたし申す必要があつたからすぐ付けるといふことでなく、 やはり建設等のいろいろな対処高所
から見た交通事情等から見ましてはたして全般的に効果があるかどうかといった個所も相当ございます。
そういった面からやはり反射鏡等もカーブの状況それからいろいろな地形的な問題がございまして、 全部計
画どおり予定したものが消化できなかったとこういうことではございませんで、 やはり実施する時期的な
問題とか標識等につきましても、 いろいろほかのほうでこの交通安全施設費の中ではなく一般の交通の
ほうの緊急道路のほうで決算されております。 そういったものも若干出ておるというふうな関係で
残つたわけでございます、 こういう点についても今後残さないように努力をしていきたいと思つておりま
す。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○十三番(石川繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十三号については、三常任委員会及び仮称市民体育館建設特別委員会に付託し、審査せられんことを伺います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は三常任委員会及び仮

称市民体育館建設特別委員会に付託し審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第八十三号は動議のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(末次性男君) 日程第十二議案第八十四号昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

調読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。収入役 橋本孝蔵君

(収入役 橋本孝蔵君 登壇)

福生市議会

○収入役(橋本孝蔵君) ご指名によりまして昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

おかげさまでもちまして昭和四十六年度においても一千六百八十二万二千八百八十七円の翌年度繰り越しを成すことができて、健全なる運営ができたわけでございます。

二百四ページを開き願います。

現在国民健康保険に加入されております世帯が四千百十三世帯で、パーセンテージにしまして三三%、人口にしまして一万二千九百十五人で約三〇%の加入率となっております。

歳入の部の保険料からご説明申し上げますと、収入清額が六千九百四十九万四千二百四十円、予算に比較しまして三百三十八万二千四百四十円の増となっておりますが、これも婦人会等の徴収員の方々の熱意によるものがございます。約徴収率は九七・一五%に相なっております。

国庫支出金にまわります。収入清額が一億二千四百八十八万四千六百六十七円、予算に比較しまして四百四十六万四千六百六十七円の増と相なっておりますが、これは療養給付費に対する国の負担金あるいは事務に対する負担金の補助等でございます。それから都支出金にまわります。一千六十六万六千六百四十円の収入清額でございます。予算に対して九十二万三千六百四十円の増と相なっております。繰入金で一般会計から三百万円ほどの繰り入れを行っております。繰越金にまわります。一千四百五十五万四千四百一円。

雑入で二十八万六千四百二十二円、これは主として預金利子等でございます、歳入総額締めまして一億九千五百七十三万六千八百三十九円と相つた次第でございます。

歳出にまゐりまして、総務費で一千三百三十三万六千八百三十七円、予算に對しまして三十一万四千六百十三円の執行残と相つております。これは総務費は主として人件費その他でございます。二、

保険給付費にまゐりまして一億六千四百四十二万四千九十九円、予算に對しまして六百三十四万四千九百十円の残とつておりますが、これは主として療養給付費と助産費その他でございますが、療養給付

費等につきましては見込みがなかなか困難でございます、そのための執行残がふたけでございます。公債費は支出はございません。諸支出金にまゐりまして百三十六万三千二十五円、予算に對しまして二万九

千九百九十七円の減でございます。予備費にまゐりまして、予備費のうちから十四万七千円を総務費へそれから保険給付費へ二十三万七千円ばかり流用させていただきました、予備費の予算現額は百七

十九万六千円と相つた次第でございます。歳出総額締めまして一億七千八百九十万三千九百五十二円、それに対する執行残額は八百四十八

万九千四百八十八円。さらに歳入にまゐりまして歳入増の、当初に申し上げました予算に對して八百三十三

万三千八百三十九円の増をプラスいたしました、差し引き翌年度繰り越しが一千六百八十二万二千八百八十七円と相つた次第でございます。たいへん雑づくは説明を恐縮でございますが、よろしくご審査の上ご認定賜わらんことをお願い

いたしまして説明を終わります。

○議長(末次性男君)

次に監査委員から監査結果について報告を願います。

監査委員 塩

野鉄え助君

(監査委員 塩野鉄え助君 登壇)

○監査委員(塩野鉄え助君)

ご指名をいただきましたので、

昭和四十六年度福生市国民健康保険特

別会計決算審査概要について説明申し上げます。

なお審査の期間及び場所等は先に一般会計審査報告の所に申し上げたとおりでございますので省略させていただきます。

本年年度の国民健康保険特別会計決算総額は歳入一億九千五百七十三万六千八百三十九円、歳出一億七千八百九十万三千九百五十二円で、歳入歳出一千六百八十

二万二千八百八十七円の剰余金を得て前年度に引続いて黒字決算となっております。前年度剰余金一千六百

八十三万二千八百八十七円で差引き六百三十三万七千四百八十六円の増となる。一般会計からの繰入金三百万円を差引いても三百三十六万七千四百八十六円の黒字となり、

適正な財政計画の下に運営されたものと見受けられ、現行の国保制度上から収支均衡を保つことは、なかなか困難であるとされている当会計にとつては喜

ばいことである。

## 一、歳入

本事業収入の主体は保険料であり、国庫負担金および補助金を得て運営されている。

国民健康保険料は調定額七千二百八十八万三千八百五十円に対し収入済額六千九百四十九万四千二百四十円で九五、三五％の収入率で前年度九五、三三％に比較して少々ながら上回り、全額にして一千三百八十一万七千八百六十円の増となつてゐる。構成比率は三五、五％である。

国庫支出金は調定額一億二千四百八十八万四千六百六十七円に対して一〇〇％の収入率で前年度に比較して一千四百七十九万三千三百七十七円の増となり、構成比率は五二、三六％で半数以上を占めてゐる。

繰入金金の三百万円は前年度より五十万円二〇％増加し、一般会計から繰入されてゐる。収入未済額三百四十万五千三百一十円は前年度に比較すると百二十万八千九百九十二円五六、四三％の増加となつてゐる。保険料は、本会計の

主要財源の一つでもあるので今後の財政事情も充分勘案し健全な事業運営を維持するためにも未収金の回収には一層の努力を要望するので

ある

## 二、歳出

歳出については、予算現額に対し、九五、四七％の執行率で八百四十八万九千四百八十八円の不用額を生じ、保険給付費の六百三十万四千九百十円がその大半を占めてゐる。

歳出の主体である保険給付費の執行状況は支出済額一億六千四百四十一万四千九百十円で歳出総額の九一、九％を占め前年度支出済額に比較すると二千二百九十五万六千六百四十九円一六、二三％の増加である。これは主に受診率の上昇等による医療費の増加によるもので受診率は本年度四七、三、二％で前年度より一六、一七％の増加を占め、被保険者一人当り診療費に於いても本年度二万八千八百六十四円の前年度に比し、千三百六十八円の増額給付となつてゐる。このように診療単価や受診件数は上昇の一途にあり住民の保健思想の向上等と相まって給付範囲の拡大、給付率の伸びは避けられない情勢であるといえるので、療養諸費の基礎的係数の傾向、疾病の分類の動向等を適確に把握し、健全な財政運営に努められることを望む。